

年金記録訂正請求に係る答申について

北海道地方年金記録訂正審議会

令和2年9月9日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を必要としたもの 2件

厚生年金保険関係 2件

年金記録の訂正を不要としたもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 北海道(受)第2000022号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第2000025号

第1 結論

請求者のA事業所における平成20年12月1日の標準賞与額を23万円、平成21年6月30日の標準賞与額を34万5,000円及び平成22年2月26日の標準賞与額を23万円に訂正することが必要である。

平成20年12月1日、平成21年6月30日及び平成22年2月26日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成20年12月1日、平成21年6月30日及び平成22年2月26日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和28年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成20年12月1日
② 平成21年6月30日
③ 平成22年2月26日

A事業所から支給された請求期間①、②及び③の賞与について、厚生年金保険の標準賞与額の記録がない。

請求期間①、②及び③の各賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、厚生年金保険の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者が所持する賞与に係る明細書及び賞与の振込口座に係る取引異動明細表によると、請求者は、A事業所から、請求期間①は23万円、請求期間②は34万5,000円、請求期間③は23万円の賞与の支払を受け、当該賞与から、請求期間①は23万円、請求期間②は34万5,000円、請求期間③は23万円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが確認できる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成20年12月1日、平成21年6月30日及び平成22年2月26日に支給した賞与について、請求者に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(平成22年1月以後は年金事務所)に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの

厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第2000059号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第2000027号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和50年3月31日から同年4月1日に訂正し、昭和50年3月の標準報酬月額を6万4,000円とすることが必要である。

昭和50年3月31日から同年4月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和50年3月31日から同年4月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和26年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和50年3月31日から同年4月1日まで

昭和49年4月から昭和50年4月まで、B県C市にあったD商品の販売会社の営業として勤務していたが、請求期間について、厚生年金保険の被保険者記録がない。

請求期間については、A社からE社に事業所名が変更になった頃であるが、同じ場所にあった事務所に継続して勤務し、業務内容にも変更はなかったため、請求期間についても、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の被保険者記録、F企業年金基金の回答及び複数の同僚の陳述から判断すると、請求者は、請求期間においてA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、オンライン記録及び厚生年金保険適用事業所名簿によると、同社は、昭和50年3月31日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、請求期間は適用事業所でなかった記録となっているが、商業・法人登記簿謄本によると、同社の解散日は昭和50年3月31日である上、オンライン記録及び健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、請求者及び請求者と同様に昭和50年3月31日に同社における被保険者資格を喪失し、昭和50年4月1日にE社において同資格を取得している同僚8人の合計9人は、いずれも、請求期間において雇用保険の被保険者記録が確認できることから、請求期間において、同社は、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断できる。

さらに、上記同僚8人のうち、生存及び所在が確認できた7人に照会したところ、回答が得られた6人のうち5人は、いずれも、請求期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていた旨を回答している。

加えて、当時、G社(現在は、H社)本社の営業部に所属し、同社の事業主から依頼を受けて同社の営業部長となっていたとする者は、「私は、G社の営業部の業務として、設立されたばかりのA社の営業部長として現地で勤務し、営業の管理・指導のほか、給与計算や社会保険

事務を担っていた。請求期間に係る昭和 50 年 3 月分の厚生年金保険料については、A 社分の保険料として計算して給与から控除したことは間違いない。当時の私は社会保険事務に不慣れであったため、社会保険事務所（当時）への届出を誤ったかもしれない。」と述べている。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者は、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、請求者の A 社における昭和 50 年 2 月の厚生年金保険の記録から、6 万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、商業・法人登記簿謄本によると、同社は、昭和 50 年 3 月 31 日に解散し、同社の事業主で清算人となっている者も死亡していることから、昭和 50 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日までの期間に係る請求者の届出及び保険料納付について回答を得ることはできないが、昭和 50 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日までの期間について、同社は厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしていながら、事業主から社会保険事務所に対し厚生年金保険適用事業所全喪届が提出されていたと認められることから、社会保険事務所は、請求者の昭和 50 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第2000043号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第2000024号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和41年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成20年12月15日

請求期間について、A社で営業職として勤務しており、賞与が支払われ、厚生年金保険料も控除されていたのに、年金記録では、当該賞与に係る記録がないので訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社は、当時の資料を保管しておらず、請求者の請求期間に係る賞与支給額及び厚生年金保険料控除額については不明である旨回答している。

また、請求者は、請求期間に係る賞与明細書等の資料を保管していない上、請求者が賞与の振込先であったとする金融機関は、預金口座の入出金データは10年保存であり、請求期間に係る入出金データは保存されていない旨回答していることから、請求者の請求期間に係る賞与支給額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

さらに、請求者が氏名又は姓を挙げた同僚9人のうち、個人が特定できた8人に照会し5人から回答を得られたところ、いずれも、「平成20年12月当時、営業職については、冬の賞与は7月から12月までの業務実績を対象としており、10月までの期間の暫定額が12月に支払われ、その後全期間を再計算して確定し、翌年2月に過不足額について精算払又は返金の扱いとなっていた。」旨陳述している。

加えて、上記の同僚5人のうち、請求期間当時に総務事務を担当していたとする者及び給与計算事務を担当していたとする者の二人は、「営業職について、平成20年冬の賞与は、12月支給時の暫定額では届出を行っておらず、再計算した後の確定額で翌年2月に届出を行っていた。」旨陳述しているところ、請求期間当時に営業職をしていたとする別の二人は、オンライン記録によると、請求者と同様に平成20年12月に係る賞与支給記録はなく、平成21年2月26日に係る賞与支給記録が確認できる上、当該二人のうち一人から提出された平成20年12月及び平成21年2月の賞与明細書の写しによると、2回の賞与支給額の合計額に見合う標準賞与額は、オンライン記録における同人の平成21年2月26日に係る標準賞与額と一致していることが確認できる。

その上、同社が加入するB健康保険組合から提出された請求者に係る適用台帳によると、請求期間に係る賞与の支給記録は確認できない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第2000055号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第2000026号

第1 結論

請求期間について、請求者のA事業所におけるB共済組合員資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和33年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和53年4月1日から同年5月1日まで
昭和53年3月から昭和60年3月までA事業所に勤務し、退職時に交付された証明書には、昭和53年4月1日に健康保険の被保険者資格を取得したと記載されているが、年金記録によると、B共済組合の組合員資格取得日は、昭和53年5月1日となっている。
B共済組合の組合員資格取得日を昭和53年4月1日に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者のA事業所における雇用保険及び健康保険の被保険者資格取得日は、いずれも昭和53年4月1日であることが確認できることから、請求者は、請求期間において、A事業所に継続して勤務していたことが認められる。

しかしながら、B共済組合が保管する「組合員資格新規取得届」、「組合員資格異動届等処理済通知書(控)」及び「資格関係DBプリント」により、当該事業所は、請求者のB共済組合員資格取得日について、昭和53年5月1日とする届出を行ったことが確認できる。

また、A事業所の後継事業所であるC事業所は、請求期間当時の資料を保管していないため、当時のB共済組合の加入手続及び請求期間に係るB共済組合掛金の控除について不明である旨回答していることから、請求者が請求期間当時の事務担当者として名前を挙げた二人に照会したものの、当該二人はいずれも、当時のB共済組合の加入手続及び請求者の請求期間に係るB共済組合掛金の控除について具体的に記憶していない上、自身も勤務開始から1か月後にB共済組合の組合員資格を取得しているが、その理由については不明である旨回答している。

さらに、B共済組合から提出された当該事業所に係る「組合員資格喪失者一覧」及びB共済組合が保管する「組合員資格新規取得届」により、請求者と同日の昭和53年5月1日に組合員資格を取得していることが確認できる同僚二人に照会したところ、当該二人はいずれも、請求者と同様、昭和53年3月中から当該事業所に勤務していたと述べている一方、B共済組合の加入について具体的に記憶しておらず、勤務開始当初に1か月から2か月程度の試用期間があった旨を述べている。

加えて、上記同僚二人のほか、オンライン記録及びB共済組合から提出された当該事業所に係る「組合員資格喪失者一覧」により、請求期間の前後にB共済組合の組合員資格を取得していることが確認できる同僚9人の合計11人について雇用保険及び健康保険の被保険者資格取得日を確認したところ、当該11人のうち8人は、それぞれの雇用保険又は健康保険の被保険

者資格取得日より1か月から9か月が経過した後にB共済組合の組合員資格を取得していることが確認できることを踏まえると、請求期間当時、当該事業所では、必ずしも職員全員を勤務開始と同時、又は雇用保険及び健康保険の被保険者資格取得と同時にB共済組合に加入させる取扱いを行っていなかった状況がうかがえる。

その上、雇用保険及び健康保険の被保険者記録を確認した上記同僚11人に照会し、8人（請求者と同日にB共済組合の組合員資格を取得している二人を含む。）から回答を得たものの、いずれの者からも請求者の請求期間に係るB共済組合掛金が事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる陳述は得られなかった。

このほか、請求者の請求期間におけるB共済組合掛金の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者がB共済組合員として、請求期間に係るB共済組合掛金を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。